

平成27年第6回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年9月30日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第103号	飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第3	議案第104号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例について
第4	議案第105号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第5	議案第106号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
第6	議案第107号	字区域の変更について(神岡町西Ⅰ地区)
第7	認定第1号	平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第8	認定第2号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第9	認定第3号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第10	認定第4号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第11	認定第5号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第12	認定第6号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第13	認定第7号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定第8号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第9号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第10号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第11号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第12号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第13号	平成26年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第14号	平成26年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第15号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第22	議案第115号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第23	意見第1号	森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進に係る意見書
第24	発議第4号	神岡町公民館の指定管理における事務手続きについて監査請求を求める決議

本日の会議に付した事件

第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第103号	飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第3	議案第104号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例について
第4	議案第105号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第5	議案第106号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
第6	議案第107号	字区域の変更について(神岡町西Ⅰ地区)
第7	認定第1号	平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第8	認定第2号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第9	認定第3号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第10	認定第4号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第11	認定第5号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第12	認定第6号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第13	認定第7号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定第8号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第9号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第10号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第11号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第12号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第13号	平成26年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第14号	平成26年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第21	認定第15号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第22	議案第115号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第23	意見第1号	森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進に係る意見書
第24	発議第4号	神岡町公民館の指定管理における事務手続きについて監査請求を求める決議

○出席議員（15名）

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	欠菅	藤沼	明良	員彦
5番	内森	海下	真	郎次
6番	欠谷	口木	希	員子
7番	天葛	谷下	充幸	男徳
8番	山池	田山	寛博	文一
9番	籠		寛恵	子美
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	本村	幸重	一昭
教育長	野小	倉村	孝久	文徳
会計管理者	野石	腰上		豊
総務部長	水藤	井澤	雅義	廣昌
財政課長	谷柏	木木	敦雅	子行
教育委員会事務局長	青沢	之向	孝清	則光
企画商工観光部長	川	上		秋
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さんおはようございます。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の出席議員は全員であります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 9 番、内海良郎君、10 番、森下真次君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 103 号 飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
から

日程第 4 議案第 105 号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 103 号、飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第 4 号、議案第 105 号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの 3 案件を会議規則第 35 条の規定により一括して議題とします。

これら 3 案件については総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過、及び結果の報告を求めます。総務常任委員長、前川文博君。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第 103 号から議案第 105 号までの 3 案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る 9 月 17 日午前 10 時より、委員会室で審査を行いました。

議案第 103 号、飛騨市個人情報条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます。）の施行に伴う改正です。

用語の定義の説明では、従来の個人情報に個人番号を含めたものを特定個人情報といい、また、情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関で取り扱われたかに関する記録を情報提供等記録という。との説明がありました。

質疑では、自分の情報をどのように利用されているかを知りたい場合、申請はどのようなになっているかとの質問に対して、国から具体的に示されておらず、情報を収集している段階である。との答弁がありました。

これまで個人情報、代理人による請求が認められていなかったが、番号法制度によって任意代理人による請求が認められるようになるが、何かあったときはどのように守るのかの防止策はどのように考えているか、との質問に対しては、番号法という法律の中で定められていることを条例の中に置き換えたものと理解していただきたい。との答弁がありました。

これまでの住基カードに預貯金など様々な個人情報が含まれてマイナンバーカードに集約されるため、情報の危機管理システム確立の準備をどう考えているかとの質問に対して、答弁では、マイナンバーの運用について、国は細部にわたって示していないが、ふられる番号で市が預貯金を一括把握するものではない。これまでの個人情報は従前どおり管理・保護され、電子情報としての管理はこれまでどおり、特定の方がアクセスして見るようなことは一切できない。また、特定個人情報の取り扱いについてのみ、この条例で緩めるのであって、これまで個人情報として扱っていた情報まで開示されるということではない。との説明がありました。

住基カードと個人番号カードとの相違については、住民基本台帳カードの身分証明書などの活用は引き続き行い、さらに活用が想定されることとして、年金給付資格確認、医療保険の手続き、生活保護の事務、災害時における事務等があり、また、これまで申請の際、添付が必要であった住民票あるいは課税証明などが省略されるため、市民にとってその費用の軽減になる。との説明がありました。

現在の段階で番号法を絡めた施行規則ではなく、この条例改正は、まだ骨子の状態と捉えてよいのかとの質問では、そのとおりで、運用についてはこれから定めていかなければならないと考えている。との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第104号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例について申し上げます。

本案は、今年、10月1日から開始する、新たな地域公共交通事業の運行形態等を定める条例の制定です。

質疑では、今回新しく条例を制定するものであるが、今までのバスについてはどのようなになっていたかとの質問に対し、今までの、ふれあい号については要綱で定めており、料金については運営する濃飛バスに委託していたが、これからは市の運営という中で、料金が発生するため、条例で定めるものであるとの答弁がありました。

市民の意見聴取と説明会が2回あったが、市民の参加が少なかったと思うがどうか、との質問に対し、市内16か所で説明会を行い、参加人数は313名で、1か所あたり約20人。地域によってバスへの依存の温度差を少し感じ、また、高齢化あるいは、自家用車依存ということで、参加が少なかったのではないかという印象をもっている。との答弁がありました。

住民が今までよりも公共交通に対し利便性が高まるものとして行われると思うが、利

用者と経費について、これまでと比べどうなるかとの質問では、全体の事業経費は大きくなるが、無償から有償になることにより、国県からの補助金がいただけることになり、市の持ち出しは今までと変わらないと考えている。

ただし、古川神岡間の濃飛バスの利用については、今まで1,040円であったところが、300円になるということで、利用が増えることが予想され、その分の差額を濃飛バスさんへ補てんする形となっているため、その部分で市の負担が増えていく可能性はあると考えられる。との答弁がありました。

減額免除規定で、災害その他特別の理由があると認めるときとは、どういうことを想定しているかとの質問では、災害により通行手段がなくなったときとか定期を失くしてしまったときを想定している。あくまで例外規定であり、その時その時に市長が判断できるように条文を整えておくものである。との答弁がありました。

今までと比べ、バス路線は高校生の通学に配慮はなされているかとの質問では、各地域から、幹線であるJRや濃飛バスに接続する形態をとっているため、従来よりも利用できる地域が増えたものと思っている。また、吉城高校、飛驒神岡高校へも説明に伺っている。との答弁がありました。

今後、運行に関し定期的な見直し、チェックされる機関は用意されているか。との質問では、飛驒市公共交通会議が組織されており、その中で継続して見直し等がなされる。との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第105号 飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定める改正です。

質疑では、通知するだけの通知カードが有料の理由について質問があり、答弁では、再交付の料金については、国が定めている標準料金に従って定めるものであり、通知カードの再交付については、案件としてはあまりないと思っている。との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですから質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第１０３号から議案第１０５号までの３案件については討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第１０３号から議案第１０５号までのこれら３案件については、いずれも委員長の報告は可決であります。これら３案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら３案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第５ 議案第１０６号 飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
から

日程第６ 議案第１０７号 字区域の変更について（神岡町西Ⅰ地区）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第５、議案第１０６号、飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について及び、日程第６、議案第１０７号、字区域の変更について、神岡町西Ⅰ地区の２案件を、会議規則第３５条の規定により一括して議題とします。

これら２案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。産業常任委員長、森下真次君。

〔産業常任委員長 森下真次 登壇〕

●産業常任委員長（森下真次）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第１０６号及び議案第１０７号につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る９月１７日午後１時より委員会室で審査を行いました。

議案第１０６号、飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、火葬場を指定管理施設とすることができる規定の追加及び使用料の改定等に伴う改正です。

質疑では、火葬場は２箇所あるが１つとして公募するのか、かなり専門知識や管理能力が必要と思うが、そういったことができるところがあるのか、応募がなかった場合は、今までどおり市が行うのか。今まで携わってみえた方の雇用は解くのかとの質問があり、

答弁では、2つの施設を1つの業務として出す予定である。理由は、件数があまり多い状態ではなく、固定経費のコスト軽減を考えたものである。火葬業務の能力について、法的には燃料の地下タンクについて国の資格を持っていることを挙げているが、その他利用者へのサービスや火葬技術については、提出される書類等で確認し適切に対応したい。応募がなかった場合は、直営を考えなければならない。職員については、専門に職員は一人もいなくて、他の施設の職員が兼務している状態なので、職を解くということはない。との答弁がありました。

施設の使用料は市に収入されるとなっているが間違いはないか、また、指定管理料は、2, 100万円が限度となっているがやっていけるのか、との質問では、施設の使用料は市が収入し、指定管理料は、2, 100万円で行っていると積算しているとの答弁がありました。

民間の力を活用してサービスを向上させるとあるが、どのようなサービス向上を想定しているかとの質問では、火葬技師の業務については、同じようなサービスと思っているが、現在、職員が兼務で行っている業務があり、総合的に指定管理者さんに行っていただくことで、スピードの迅速化と経費節減につながると考えている。との答弁がありました。

実際利用される上宝からの問い合わせ、打ち合わせ等はなかったかとの質問では、上宝の方は、高山市の規程で納めてみえるので、改正しようとしている内容は、高山市は既に施行しているということで、そのようなことはない。との答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第107号、字区域の変更について申し上げます。

本案は、地籍調査事業の実施により、神岡町西Ⅰ地区における字区域を変更するものです。

質疑では、地籍調査の進捗状況について質問があり、平成26年度末の市全体の進捗率は、26.94%。平成27年度全て終わると27.49%。162.96平方キロメートルとなる。また、西Ⅰ地区0.89平方キロメートルの中の字区域の変更は済んだとの答弁がありました。

質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

これで質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第１０６号及び議案第１０７号の２案件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第１０６号及び議案第１０７号の２案件については、いずれも委員長報告は可決であります。これら２案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら２案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第７ 認定第１号 平成２６年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から

日程第２１ 認定第１５号 平成２６年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定
について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第７、認定第１号、平成２６年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第２１、認定第１５号、平成２６年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで以上１５案件を、会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします

これら１５案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配布の審査結果報告のとおりであります。

決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました決算特別委員会でありましたので、会議規則第３９条第３項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。これより認定第１号、平成２６年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論と採決を行います。認定第１号について討

論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。１７番、籠山恵美子君。

〔１７番 籠山恵美子 登壇〕

○１７番（籠山恵美子）

私は、認定第１号、平成２６年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定に反対をし、その理由を述べたいと思います。

この年、飛騨市は当初予算１６２億円で行政をスタートさせました。年度途中で３億円の補正を組みまして、決算額は１８５億円余となり、最終的に１６億円の差引黒字決算となりました。特別会計でも合計２億８，０００万円の黒字でありまして平成２６年度の市の財政は合わせて１９億円の黒字決算となりました。

健全化判断比率で言うと申し分のない健全財政であると市当局は自己評価するのでしょうか。しかし、一般市民の受け止めはそうではありません。

民生費はこの年約５億円の減額でありありました。市民の生活に直接関わる予算が減る一方です。

そして、１６億円も予算を余らせそのうえ、何にでも使える財政調整基金はこの１年で１０億円を積み増しし、２６年度末でなんと６８億円もの巨額なため込みとなりました。必死で納める税金なのですから、もっと市民の為に有効に使って欲しいと願わずにはいられません。

平成２６年度新年度予算の討論でも訴えましたけれども、この年から３％増税となった消費税です。消費税増額分は公共料金に掛けなくてもいいと国が定めているにも関わらず飛騨市は課税をしました。その額約２００億円。

また、地方消費税交付金３億円の内、増税３％分は社会保障費に使うよう定められているのに、その主要な内訳も明確にしない。明確にしないということはやる気がないということでしょう。結局は、平成２６年度は民生費が５億円もの減額ですから何をかいわんや。というところです。

このような姿勢では、市民の中に活力が生まれてこないのは当然という気がします。大きな耳で市民の声を聞くと言ってスタートした井上市政ですけれども、そのとおり実行していればこのような決算内容になるわけがないと私は思います。

また、市長は、「乾いたタオルをさらに絞る」と明言しました。これは、厳しい財政ながら地方自治の本旨である市民の福祉の向上のために使う財源を確保する。そういう覚悟を表したものだのではないのでしょうか。巨額のためこみをするための意思表示だったのではないのでしょうか。私は、ここに井上市政の大きな変質が表れていると分析しています。

また、このためこみのことを指摘しますと、市はいつでも「合併による特例がなくなる平成３１年度以降のために貯めているんだ」と説明しますけれども、これは、飛騨市だけの問題ではなく、全国の合併したところはどこも同じ条件です。それでも、民主的にやっている多くの自治体はこのような異常なためこみはしていません。

このような飛騨市で市民全体の幸せは実現できないと言わざるをえません。よってこのような決算内容には反対をします。

〔１７番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に６番、後藤和正君。

〔６番 後藤和正 登壇〕

○６番（後藤和正）

それでは認定第１号、平成２６年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論をいたします。

平成２６年３月議会において、本決算の前提となる当初予算案に対して籠山議員は、国が消費税を８％に引き上げた引き上げ分すべてを社会保障に充当せよと国は指示しているのに飛騨市は社会保障に充当しないばかりか民生費予算を前年より９，３００万円減額しているとして、「やらずぼったくりのそしりは免れない」とした反対討論をされました。

しかし、この民生費の減額の理由には、前年度に１億円を超す新河合保育園整備工事があったからです。

そして、２６年度の社会保障費に関しては、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の増額９，４００万円を国からいただき、飛騨市の老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給対象者に臨時福祉給付金として総額で約５，５００万円を加算支給されております。

また、消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響緩和の臨時的な給付措置として約３，２００万円を支給されております。決算の内容からすべて福祉へ明確に充当されていて、消費税引き上げ分は、正しく還元されております。

また、籠山議員は、企画の地域資源を活かした地域づくり推進事業約１，２００万円の予算計上にも触れられ、これに関しては進捗状況を見ると言ってみえますが、この「株式会社トビムシ」への事業委託があつて、「株式会社ロフトワーク」への参入に繋がり、そこから「株式会社飛騨の森でクマは踊る」が生まれました。

そして今後ネットを通して、飛騨の匠技術が世界に配信され国内外のクリエイターが飛騨市を訪れて、新しいコミュニティー、芸術、商品が生まれるなどの効果をもたらすと全員協議会で説明を聞いております。

式之町でのファブカフェ事業にも夢が膨らみます。まさしく形となって将来に望みが持てるものとなっております。

この予算特別委員会でも説明があつたように既に大阪や東京からオファーがあり、飛騨の木材を使用するオフィスの木質化や植物工場での利用等検討に入っているとことで、これらは２６年度の大きな成果であります。

次に指定管理施設については、有限責任管理法人に委託して抜本的改革事業を実施

されました。決算特別委員会で委託料が4,681万円と巨額だか成果物はあるのかとの質問に対して「26施設について原点に戻り、基本構想を創るところからのスタートであり、それ以外は基本的に実行支援業務で指定管理者を交えながら改革の支援を全うしていただくことが業務の大きなところであります。したがって、成果は紙ベースでは中々見えないが、ゆくゆくの効果として出てくるものです」と、森田課長補佐が答弁され、この3ケ年の委託料は約9,000万円に近いが27年度指定管理料が既に1,800万円減額されているし、平成31年度においては累計3億円の削減効果が見込まれると説明されております。

合併依頼、手が付けられなかったところに外部の力を入れることで大鉈を振るい施設の改善とともに経費削減へ繋げるこの事業については、高い評価に値するものと判断いたします。

総括といたしまして、この平成26年度は8月の豪雨災害や冬期の豪雪にて大変な年でした。豪雨災害は、激甚指定を受けて高補助率とされました。大雪の除雪に対しては国からの補助金と交付税にて賄っており、この年は思わぬ高額な対応に追われましたがどれだけでも一般財源を残そうとする意識が伺われます。

そんな中で、一般会計の決算は歳入185億2,933万2,000円、歳出169億612万4,000円。翌年度に繰り越すべき財源、2億2,990万7,000円を除いた実質収支は、13億9,330万1,000円で、基金編入額7億円を除く6億9,330万1,000円が純繰越金となり長期財政を見据えながら堅実に運営されているものと判断されます。

先ほど、籠山議員が「黒字決算であった財政調整基金68億を市民生活に」と言われました。貯金を崩したりして今、市民の為にという考え方もありますが、それではまた基が苦しい時に元に戻しますというわけにはいきません。受給者等は困ってしまいます。継続的に現状を維持していくことが大切で将来のために当然貯金できる時はしていくべきものと考えます。

井上市政は自主財源の安定的な確保を求めて、財政基盤をしっかり踏み固め、目の前にあった危機を遠ざけたことはふるさとを愛し、市民の幸せを願う心情の表れだと思います。

財政の弾力性に乏しい状況である中で、最善を尽くされているものと敬意を表します。

最後に人口減少、少子高齢化、労働力の減少等、将来が不安視される中、今後も冷静な判断で健全財政の維持に努められ、市民の安全、安心の確保に尽くされることを切望し、認定第1号、平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

〔6番 後藤和正 着席〕

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

△市長（井上久則）

訂正をお願いしたいのですが、籠山議員の反対討論の中で「民生費が5億円減額をした」と言われましたけども、決算資料の4ページを見ていただきますと、民生費につきましてはマイナスの5,000万円でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

事実上、先ほど後藤議員が言われましたように保育園の整備がなくなったということであっても、5,000万円のマイナスということで実質上は、民生費は増額という判断ですので、よろしくお願いいたします。

○17番（籠山恵美子）

それなら、私も、賛成討論した後藤議員の中で、これも間違いがあります。

私、賛成討論の当初予算の時の議事録を持っております。8%全額を社会保障にと言った覚えはひとつありませんし、書いてもありませんので、そこをもう一度精査して訂正してください。議運でお願いします。

○6番（後藤和正）

今の反対討論において8%全額と言っておりません。引き上げた引き上げ分、引き上げた引き上げ分を全てと言っております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討論の通告はありませんので討論を終結し、採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立多数です。よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの14案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。はじめに認定第2号から認定第13号までの12案件を一括して採決いたします。

認定第2号、平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第13号、平成26年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件に対する委員長の報告は認定です。これら12案件を、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら１２案件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第１４号、平成２６年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてに対する委員長の報告は、利益剰余金の処分について原案のとおり可決し、決算については認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

◎議長（葛谷寛徳）

よって、認定第１４号は、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎議長（葛谷寛徳）

次に、認定第１５号、平成２６年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、認定第１５号は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に日程第２２、議案第１１５号、平成２７年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第２号）を議題といたします。

説明を求めます。病院管理室長、川上清秋君。

〔病院管理室長 川上清秋 登壇〕

□病院管理室長（川上清秋）

それでは議案第１１５号について説明させていただきます。

総則第１条、平成２７年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第２号）は次に定めるところによる。

債務負担行為の補正、第２条債務負担行為の追加、変更は次のとおりと定める。追加、事項、電子カルテシステム及び部門システム保守点検委託、期間平成３２年度迄、限度額８，５５０万円。変更、事項、一般撮影装置保守点検委託、補正前、限度額、毎年度の予算の議決を経る委託料、補正後、限度額１１０万円。自動錠剤包装機保守点検委託、補正前、限度額、毎年度の予算の議決を経る委託料、補正後、限度額１６５万円。送信機（心電図、呼吸他）保守点検委託、補正前、限度額、毎年度の予算の議決を経る委託料、補正後、限度額８０万円。以上でございます。

今回の補正につきましては、今年度に購入します電子カルテ及び電子カルテに繋がる

部門システム、医療機器にかかる保守点検委託について、長期契約することで有利となるために債務負担行為の追加と債務負担行為限度額の変更をするものです。よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願いいたします。

〔病院管理室長 川上清秋 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第115号については委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第115号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第115号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第23 意見第1号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進に係る意見書

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして日程第23、意見第1号、森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進に係る意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは、意見第1号、読み上げて提案させていただきます。森林吸収源対策に係る

安定財源確保及び山村振興対策の推進に係る意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。平成27年9月30日提出。賛成議員は、洞口議員、前川議員であります。

裏面の方ですが、森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進に係る意見書。

森林は、食料や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響や農山村人口の減少等により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況になっている。

こうした中、本年3月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」等が新たに基本理念に盛り込まれた。

この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が求められている。

よって、森林・林業政策の推進のため、安定財源確保と具体的な山村振興対策に向け、下記の事項を実現するよう強く要請する。記、1、地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源を追加するなど、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。2、地域振興・山村振興に向けて、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、定住を促進するため、地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年9月30日。岐阜県飛騨市議会。提出先は、衆議院議長以下記載のとおりであります。

なお、今9月で高山市議会も採択、可決をされておること申し添えておきたいと思えます。よろしくお願いします。

〔15番 山下博文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑はないようですので、質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第1号については委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第1号については、委員会付託を省略することに

決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。これよりより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結しこれより採決をいたします。意見第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号は原案のとおり決定されました。

◆日程第24号 発議第4号 神岡町公民館の指定管理における事務手続きについて監査請求を求める決議

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして日程第24、発議第4号、神岡町公民館の指定管理における事務手続きについて監査請求を求める決議を議題といたします。本案について説明を求めます。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

文章を読み上げます。発議第4号、神岡町公民館の指定管理における事務手続きについて監査請求を求める決議について、飛騨市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。平成27年9月30日提出。提出者、飛騨市議会議員、籠山恵美子。賛成者、同じく山下博文、野村勝憲。提案理由、事務手続きに必要な書類の紛失などの理由をあきらかにし、書類管理を怠った事実の是正と原状回復を請求するため。

裏面をお願いします。地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。1、監査を求める事項、神岡町公民館の指定管理における事務手続き上、書類管理が適正に行われたかどうか。2、監査結果の報告期限、議決による請求の日から60日以内。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（中嶋国則）

籠山議員にお尋ねします。提案理由の中に「原状回復を請求する」という文言がございますけども、これは何をどのように原状に戻すのかを分かりやすく、具体的に説明を

お願いします。

○17番（籠山恵美子）

この原状というのは、この漢字に書いてあるとおり監査請求の独特の表現というか言い回しであります。実際には、私が出した監査請求というのは、事務の怠りについての是正でありますので、もし紛失したものがでてきたのであればそれをきちんと保管しなおすこと。主にそういうことです。

○10番（森下真次）

中嶋議員の質問で籠山さんが答えられましたけども、「主に」という言葉が使われました。「主に原状に戻す」と言われましたが、その「主に」の他に何が残っているのですか。わかりませんが、例えばです。この原状回復と言う意味が、今、商工会議所があそこから出られるということが出ておりましたけども、そこへまた戻られるというような意味を含んでいるのかどうかを確認させてください。

○17番（籠山恵美子）

監査請求の中には6つほどいろいろな項目がありましてこのことに関しては、まず、あるべき書類の保管。要するに財産の管理が怠っていたかどうかの監査請求です。財産というのは、もちろん金品もありますし物品、こういうデータ・書類の管理ということもあります。その管理についてですので、そこまでは考えておりません。

○2番（中嶋国則）

今ほど、監査請求6点ほどあるというふうにおっしゃいましたが、それを6点説明願いたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

今、そのことは直接、監査請求の内容とは関係ないと思います。今、言っているのはこの事務手続きの怠りについて監査を請求しなおしてくれということなので、そこまでお答えする必要はありませんし、もしなでしたら後ほど私は本を持っておりますで、それを見て確認してください。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（中嶋国則）

先ほど、原状回復をどのようにということをお尋ねしましたら、書類があるとすれば、あったという表現をされましたけども、あったとするならば、その辺、説明をお願いしたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

それこそ、監査請求の意味というものをちょっと取り違えておられると思います。つまり、そういうことも含めて、今、私たちは行政側の言うことを一方的に行政側の言っていることを聞いているだけです。

私たちはそれを追認するのが議員の務めではありません。やはり、中には不手際なこ

と、あるいは不透明なこと、疑問なことそれができた時にはチェック機関としての議会が自分たちの力できちんと監査請求をしてもらう。そして自分達で調査をする。これは当然のことでもありますので、そういう疑問点も含めて監査を請求しています。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（中嶋国則）

無くなった書類があったというような表現は如何かなと思います。これは答弁は要りません。

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、発議第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

◎議長（葛谷寛徳）

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○3番（田中清安）

本案件については今回の執行部の方から報告がありましたけれども書類の不備、書類がなかったということもお聞きしました。いずれにしても、神岡町公民館を指定管理に出した経緯等も含めてここは監査委員会ですっかりと監査して明らかにすべきだというふうに考えます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討議はありませんか。

○5番（野村勝憲）

私も今回の問題については飛騨市には原本がないけれども、県にはコピーがあるということで、非常に岐阜県からも疑念が持たれたままだと思います。それと最も大切なことはですね、要するに行政の第一歩である、コンプライアンス、法令順守が欠落しているということでこの2点からもぜひとも監査請求をお願いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結しこれより採決をいたします。発議第４号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって発議第４号は原案のとおり可決されました。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは９月４日に開会いたしました定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今議会では一般会計、特別会計の補正予算をはじめ、平成２６年度決算の認定など多数に及ぶ案件につきまして、２７日間にわたり慎重なご審議をいただき、適切なご決定を賜りました。まことにありがとうございました。

議員の皆様から賜りました数々のご指摘やご意見につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

今議会中には、各地で数々の行事が開催されました。

小学校、保育園の運動会、中学校の体育祭等をはじめ、宮川町大運動会、飛騨市美術展、だいこんマラソン、きつね火まつり等、地域の自然や文化を生かした市民主体の取り組みによる地域の活性化と市の魅力発信が積極的に実施されている事に感謝を申し上げたいと思います。

明日から１０月に入ります。今後も秋のイベントが多数計画されているところです。

議員各位におかれましても、それぞれのお立場からイベントに積極的にご参加を頂き、市の活性化に寄与していただくことをお願い申し上げたいと思います。

最後にですが、私から一言ご要望を申し上げたいと思っています。

一般論として、議会における議員の質問につきましては、特定の団体や組織、個人についての質問は行わないことが原則だと私は理解しております。

これは、公職選挙法において当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対して職務の強要を禁ずる、いわゆる利害誘導罪の規定があるだけでなく、議会の場合は、広く市政全般の議論をする場であるべきと思うからです。

ところが、今議会だけではなく、この４年間は特定の団体や組織、個人の使用料、事業の実施などの質問が見受けられました。

そして、質問の主旨が特定の団体などに軸足を置き、一方的に市側に責任があるかのような発言をしてこられました。

しかしながら、議員であれば事前に双方の考え、意見も聴取しながら、公平中立な立場で建設的な意見を述べられることを切に要望し、最後の御礼のご挨拶に替えさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。ここで、閉会にあたりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会は、9月4日から本日まで27日にわたり熱心にご審議をいただき、また市民から期待される議会として活発に議論をいただきました。まことにありがとうございました。

市民に開かれた議会として、議会本来の役割を果たすべく今後ともご尽力をお願い、また、執行部各位には、本定例会で成立しました諸議案の執行に速やかに対応されますことをお願いしまして御礼のご挨拶といたします。

ここで、閉会をいたします。それでは本日の会議を閉じ、9月4日から27日間にわたりました平成27年度第6回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 散会 午前10時56分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（9番）

内海 良郎

飛騨市議会議員（10番）

森下 真次